

「一括証明」形式の登記事項証明書の交付に関する 取扱い変更のお知らせ

平成29年1月4日(水)から、債権譲渡登記（質権設定登記を含む。以下同じ。）及び動産譲渡登記に係る登記事項証明書については、以下の①及び②の場合には「一括証明」形式の登記事項証明書を交付しない取扱いとします（「個別事項証明」形式の登記事項証明書を交付します。）ので、お知らせします。

- ① 1個の動産又は債権に係る登記事項証明書
- ② 請求内容に該当する動産又は債権がない旨の登記事項証明書（いわゆる「ないこと証明」）

「一括証明」形式の登記事項証明書は、登記事項証明書により証明される動産又は債権の個数が2個以上の場合に限り交付します。

現在は、①及び②の場合においても、「一括証明」形式の登記事項証明書を交付しておりますが、この取扱いをやめることによって、これまで「一括証明」形式の登記事項証明書の交付を受けていた方に不利益等が生じることはありません。

- ◆「個別事項証明」形式でも、現在交付している「一括証明」形式と交付手数料は同一です。また、その効力に違いはありません。
- ◆「一括証明」形式の登記事項証明書は一部の登記事項の記載が省略されますが、「個別事項証明」形式の登記事項証明書は記載が省略される登記事項がありません。

<「一括証明」形式と「個別事項証明」形式の違い>

1 債権譲渡登記の「一括証明」形式の登記事項証明書に記載される登記事項については、債権個別事項のうち、①備考欄に記載された事項、②原債権者の取扱店、③債務者の取扱店、④契約年月日、⑤弁済期、⑥外貨建債権の表示の記載がそれぞれ省略され、さらに、原債権者及び債務者が複数存在する場合には1名のみ記載されます。

なお、動産譲渡登記の場合には、「一括証明」形式でも「個別事項証明」形式でも、登記事項証明書に記載される登記事項に違いはありません。

2 「一括証明」形式の登記事項証明書は、表題が「登記事項証明書（一括）」となります。

3 交付手数料は以下のとおりです（窓口・郵便等による送付請求の場合。返信用の郵送料等を除きます。）。

	個別事項証明	一括証明
債権譲渡登記	債権1個につき 500円	500円＋債権の個数が1個を超えるごとにその超える個数に200円を乗じた額 【例】債権が2個の場合は700円、3個の場合は900円
動産譲渡登記	動産1個につき 800円	800円＋動産の個数が1個を超えるごとにその超える個数に300円を乗じた額 【例】動産が2個の場合は1,100円、3個の場合は1,400円